平成２２年（フ）第５４７号
高知市神田831番地７　泉川マンション201
債務者　濱川　佳與
1　決定年月日時　平成22年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月12日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第７７７号
高知市神田831番地７　泉川マンション201
債務者　濱川　真一
1　決定年月日時　平成22年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月12日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第４８０号
沖縄県那覇市三原１丁目14番３号　比嘉アパート１Ｆ
債務者　砂川　幸大
1　決定年月日時　平成22年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月12日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第４５４号
徳島県吉野川市川島町川島401番地２
債務者　小林　典子
1　決定年月日時　平成22年11月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月13日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４５６号
徳島県板野郡松茂町笹木野字八北開拓190
中川住宅２号、住民票上の住所徳島県板野郡松茂町中喜来字稲本18番地２
債務者　田上　千春
1　決定年月日時　平成22年11月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月13日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第６１号
徳島県阿南市羽ノ浦町春日野１番地125　市営春日野団地21棟４号室
債務者　湯浅　真紀
1　決定年月日時　平成22年11月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月13日まで
徳島地方裁判所阿南支部

平成２２年（フ）第６２号
徳島県海部郡美波町東由岐字大池132番地４
債務者　谷澤　仁志
1　決定年月日時　平成22年11月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月13日まで
徳島地方裁判所阿南支部

平成２２年（フ）第２７９号
北海道勇払郡安平町追分若草１丁目54番地
債務者　飯田　由佳
1　決定年月日時　平成22年11月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（フ）第２９１号
北海道苫小牧市弥生町２丁目４番１―704号
債務者　浅井　　昇
1　決定年月日時　平成22年11月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（フ）第１２５号
群馬県桐生市広沢町間ノ島289番地
債務者　津布久君雄
1　決定年月日時　平成22年11月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２２年（フ）第６２号
岐阜県高山市石浦町８丁目354番地　コーポグリーンヒルズＡ―１、前住所愛知県北名古屋市高田寺出口39番地　レオパレスオリオン107
債務者　なんでも屋石原サービスこと石原弘詞こと　石原　弘治
1　決定年月日時　平成22年11月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２２年（フ）第６７号
岐阜県下呂市少ケ野600番地２　ハウテック社宅Ｂ棟26号
債務者　今井　有美（旧姓青木）
1　決定年月日時　平成22年11月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２２年（フ）第１３７１号
愛知県春日井市高森台10丁目２番地２　16号棟204号室
債務者　宮田　　寛
1　決定年月日時　平成22年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３０５７号
名古屋市緑区大高町字北南休１番地の１　クリスタルシャトーＳＵＺＵＫＩ　Ｅ―３号
債務者　福村千五百
1　決定年月日時　平成22年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３０６０号
名古屋市中村区鈍池町１丁目38番地　第二真弓荘208号
債務者　吉田　康夫
1　決定年月日時　平成22年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３１０５号
名古屋市東区白壁３丁目21番26号　建新ビル205号
債務者　寺本　錠二
1　決定年月日時　平成22年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部